

松江市屋外広告物条例の概要

R 4 . 4 改正

松 江 市

1. 屋外広告物条例の目的

(1) 目的

屋外広告物は、様々な情報を提供する伝達手段として、日々の経済活動や市民生活等において欠くことのできないものですが、無秩序に氾濫すると、良好な都市景観や自然の風致を阻害する要因となります。さらに、適正な掲出や管理がされなければ、公衆の安全を妨げ、危害や圧迫感を与えることも懸念されるため、適正な規制・誘導が必要となります。

松江市では地域の特性に応じたメリハリのある屋外広告物行政を推進するため、指針として策定した『松江市屋外広告物計画』（平成 20 年 6 月）を踏まえ、『松江市屋外広告物条例』（平成 20 年 10 月）を制定しました。これにより、景観行政と屋外広告物行政の一体性を高め、良好な景観の創出を目指すものです。

(2) 責務（行政、広告主・事業者、市民）

行政、広告主・事業者、市民は、松江市の景観と調和し、安全で良好な屋外広告物のあり方について共通の認識を持ち、その実現化に向けて相互に協力し合いながら積極的に取り組まなければなりません。そのための責務を下記のとおり定めます。

[行政、広告主・事業者、市民の責務]

■ 行政の責務

行政は、良好な景観の形成、公衆への危害防止に向けて、市民や広告主・事業者及び専門家の意見を反映し、景観計画に即した屋外広告物に関する具体的な施策を実施するとともに、市民や広告主・事業者に対する適正な屋外広告物の掲出に向けた啓発活動を行わなければならない。

■ 広告主・事業者の責務

広告主・事業者は、屋外広告物の表示又は掲出に関し、本計画に基づき、適正な屋外広告物の整備、維持・管理を行い、自らが景観との調和や公衆への危害防止に努め、市が実施する良好な景観形成に向けた屋外広告物の規制・誘導等に関する施策に協力しなければならない。

■ 市民の責務

市民は、本計画の目的を理解し、積極的に良好な景観の形成を図るとともに、行政が実施するまちや人にやさしく、安全で良好な景観の形成に向けた屋外広告物の規制・誘導等に関する施策に協力しなければならない。

2. 屋外広告物の定義と種類



(1) 屋外広告物の定義

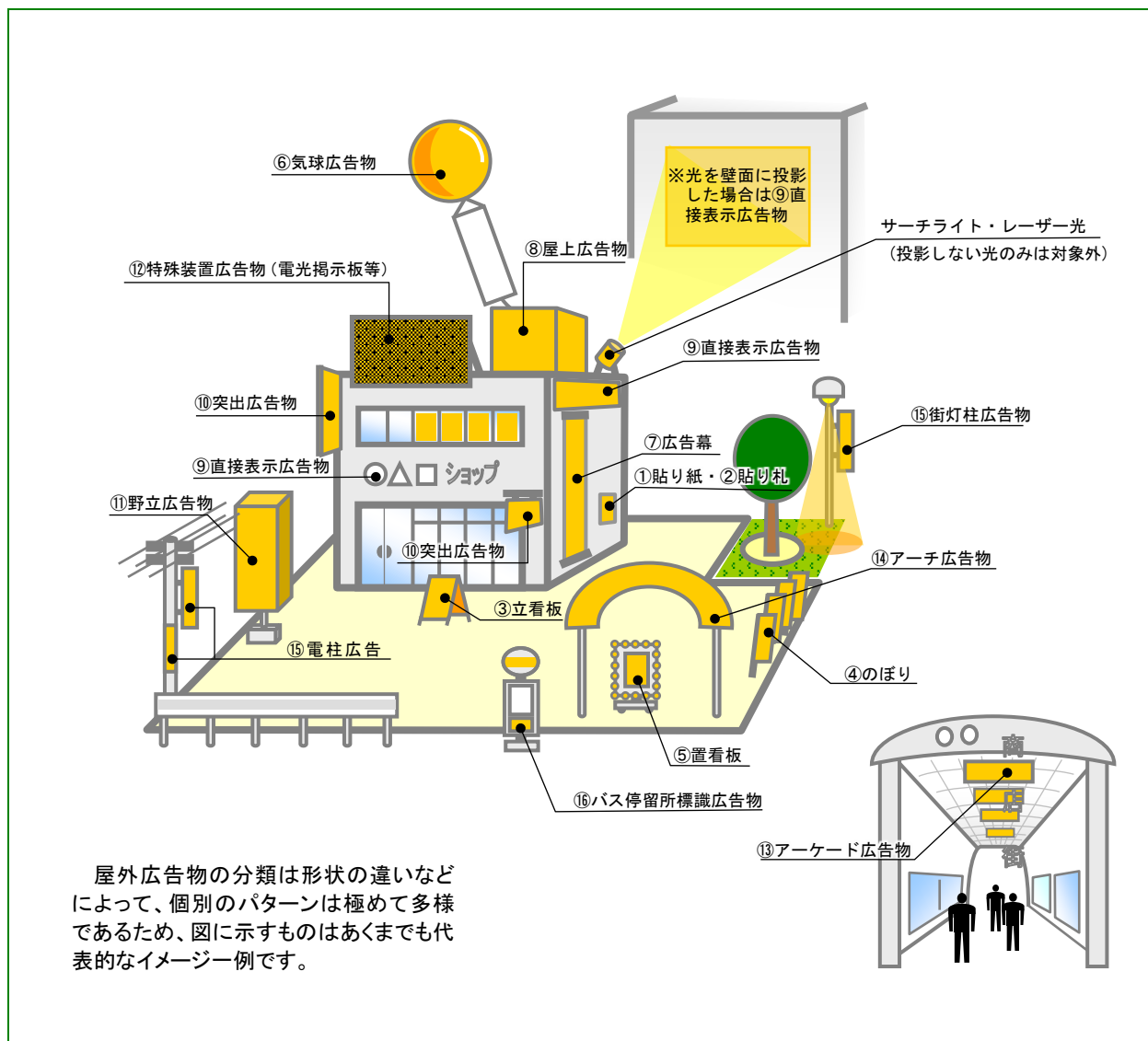
「屋外広告物」とは、“常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるものであって、看板、立看板、貼り紙、貼り札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、または表示されたもの並びにこれらに類するもの”をいい、営利的なもの、非営利的なものどちらも該当します。

- ① 常時又は一定の期間継続して表示されるものであること
- ② 屋外で表示されるものであること
- ③ 公衆に表示されるものであること
- ④ 看板、立看板、貼り紙及び貼り札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するものであること

(2) 屋外広告物の種類

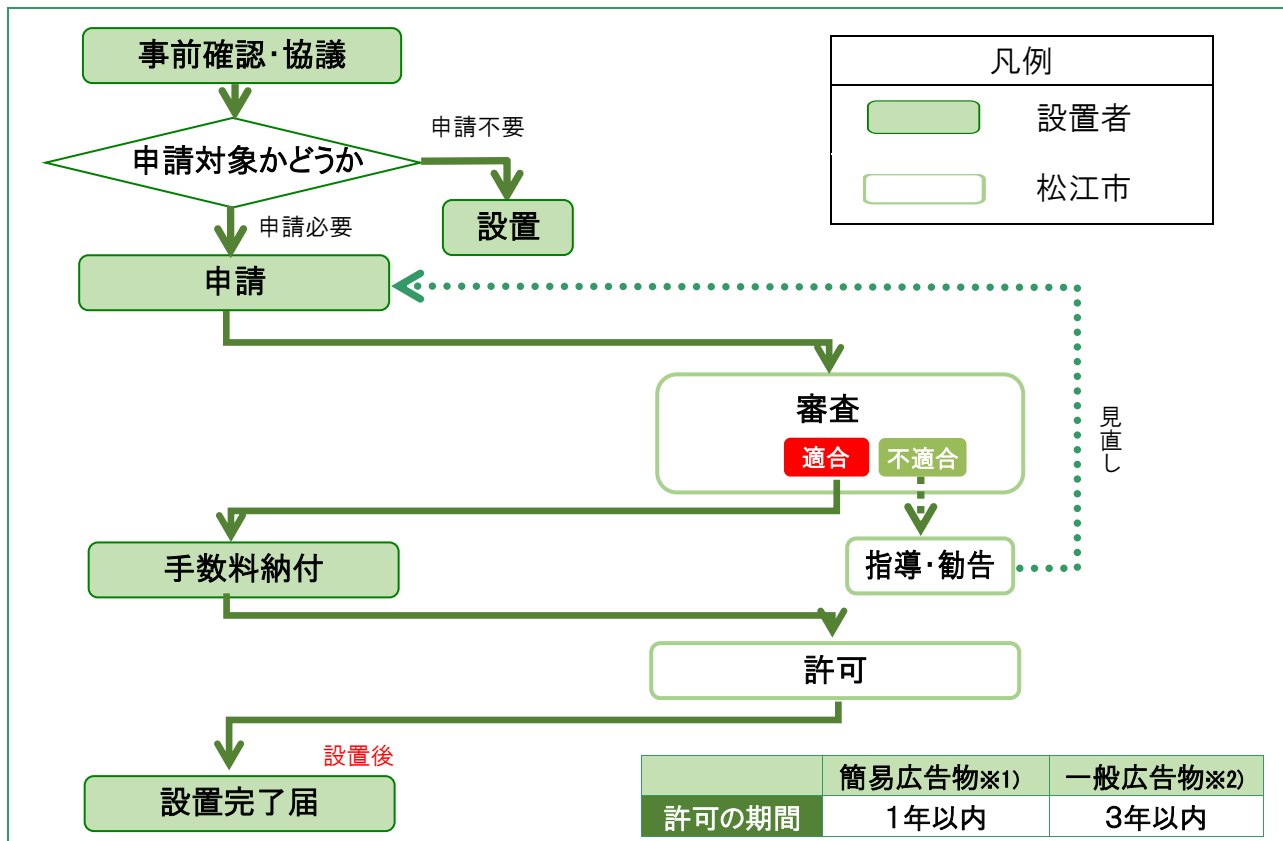
屋外広告物の種類は形態、表示、掲出方法などによって複数に分類されます。この分類をもとに、松江市内の地域の景観特性に相応しい基準を設けて規制・誘導を行う必要があります。

[屋外広告物のイメージ図]



3. 申請の手続きフロー

(2) 手続きフロー



※1) 貼り紙、貼り札、立看板、旗及びのぼり、置看板、気球広告物、広告幕

※2) 屋上広告物、直接表示広告物、突出広告物、野立広告物、特殊装置広告物、アーケード広告物、アーチ広告物、電柱・街灯柱等広告物、標識広告物、

(3) 屋外広告物許可申請手数料一覧

種類	単価	
貼り紙	100 枚	420 円
貼り札	10 枚	420 円
旗及びのぼり	1 本	370 円
電柱、街灯柱	1 枚、1 本	320 円
横断幕、懸垂幕	1 張り	630 円
その他（気球広告）	1 個	1,410 円

種類	照明無し（1 個当り）		照明有り（1 個当り）	
立看板	1 m ² 未満	320 円	3 m ² 未満	1,670 円
野立広告物	1 m ² 以上～3 m ² 未満	800 円		
屋上広告物	3 m ² 以上～10 m ² 未満	1,670 円	3 m ² 以上～10 m ² 未満	2,820 円
直接表示広告物	10 m ² 以上～20 m ² 未満	2,760 円	10 m ² 以上～20 m ² 未満	4,480 円
壁面掲出広告物	20 m ² 以上～30 m ² 未満	3,850 円	20 m ² 以上～30 m ² 未満	6,140 円
アーケード広告物	30 m ² 以上～40 m ² 未満	4,940 円	30 m ² 以上～40 m ² 未満	7,800 円
アーチ広告物	40 m ² 以上～50 m ² 未満	6,030 円	40 m ² 以上～50 m ² 未満	9,460 円
消火栓	50 m ² 以上～60 m ² 未満	7,120 円	50 m ² 以上～60 m ² 未満	11,120 円
バス停留所	60 m ² 以上～70 m ² 未満	8,210 円	60 m ² 以上～70 m ² 未満	12,780 円
	70 m ² 以上～80 m ² 未満	9,300 円	70 m ² 以上～80 m ² 未満	14,440 円
	80 m ² 以上～90 m ² 未満	10,390 円	80 m ² 以上～90 m ² 未満	16,100 円
	90 m ² 以上～100 m ² 未満	11,480 円	90 m ² 以上～100 m ² 未満	17,760 円
	100 m ² 以上	12,370 円	100 m ² 以上	19,160 円

4. 物的方針

(1) 禁止広告物

以下の広告物はいかなる場合も掲出することができません。

- ① 著しく汚染し、退色し、又は塗料がはがれたもの
- ② 著しく破損し、又は老朽化したもの
- ③ 倒壊又は落下の恐れがあるもの
- ④ 信号機、道路標識等に類似し、又はこれらの効用を妨げ、若しくは妨げる恐れがあるもの
- ⑤ 交通の安全を阻害する恐れがあるもの

(2) 禁止物件

以下の物件には、原則として屋外広告物を掲出することができません。

- ① 橋りょう、トンネル、高架構造及び分離帯
- ② 街路樹、路傍樹及びその支柱等
- ③ 信号機、道路法第2条第2項に規定する道路の附属物等
- ④ 消火栓、消火栓標識、火災報知器及び火の見やぐら
- ⑤ 郵便ポスト、電話ボックス、公衆便所、変圧器及び配電器等
- ⑥ 銅像、神仏像及び記念碑の類
- ⑦ 道路又は河川に隣接し、これらから眺望できる石垣及び擁壁
- ⑧ 送電塔、送受信塔及び照明塔
- ⑨ ガスホルダー、配水池等で高さ又は幅が5mを超えるもの
- ⑩ 景観法第28条第1項の規定により指定された景観重要樹木
- ⑪ 電柱、街灯柱（簡易広告物の掲出禁止）

5. 地域区分について

(1) 地域区分

松江市屋外広告物条例では、景観特性等に応じて地域を区分し、守るべき景観と規制すべき屋外広告物の種類や形態・意匠などをきめ細かく設定します。

松江市（全域）	
1. 禁止地域	2. 許可地域
※）屋外広告物の表示又は掲出を原則禁止する地域です。（ただし、地域特性に合わせて、適用除外基準を定めています。） ■自然景観保全地域 良好な自然景観を有する地域 ■文化・文教環境保全地域 文化財や文教施設などの周辺 景観を保全する地域 ■住環境保全地域 良好な住環境を保全する地域 ■見通し景観保全地域 見通し景観を有する地域	※）屋外広告物の表示又は掲出に際しては原則申請・届出を行い、許可基準への適合が必要となる地域です。（ただし、適用除外基準を定めています。） 3. 景観保全型広告整備区域 地域景観と調和し、良好な景観形成が特に重要な区域 3-1 伝統美観保存区域 3-2 宍道湖景観形成区域 3-3 北堀町景観形成区域 3-4 清光院下景観形成区域 3-5 北殿町惣門橋通り景観形成区域 3-6 石橋一区景観形成区域 3-7 大手前通り景観形成区域 3-8 内中原町景観形成区域 4. 広告物活用区域 地域活力ある街並み形成において広告物が重要な役割を果たしている区域 5. 眺望保全区域 主要な展望地等からの眺望景観を保全するための区域（松江城天守からの眺望など） 5-1 展望保全区域 5-2 眺望空間保全区域 5-3 水辺景観保全区域

(2) 区域図

区域図を「マップ on しまね」に掲載しています。

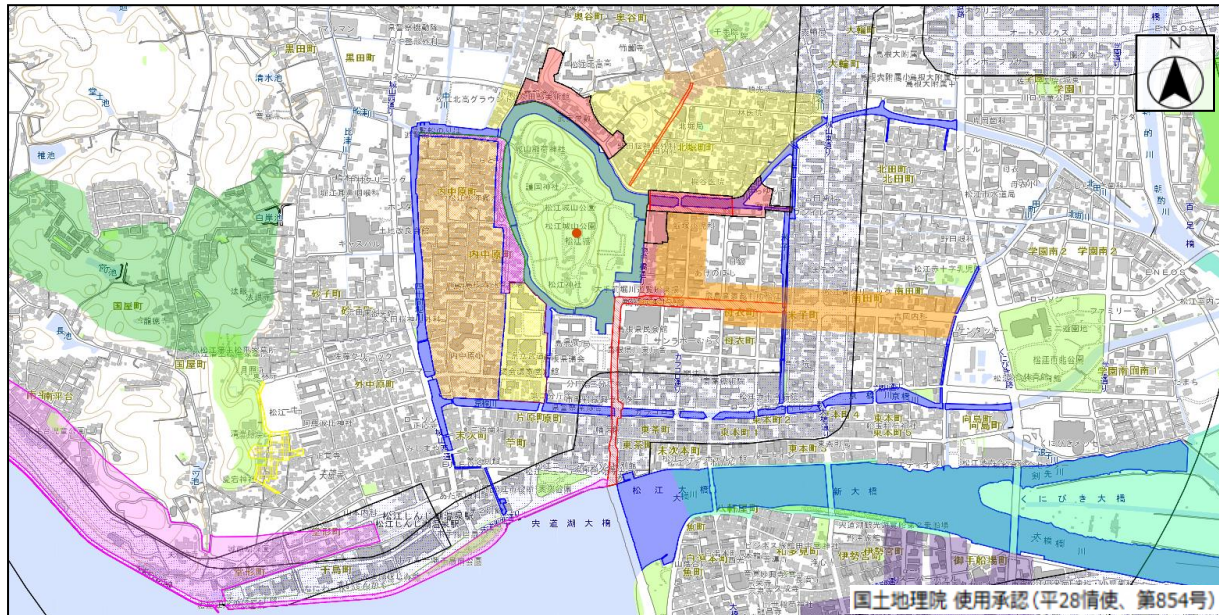
<https://web-gis.pref.shimane.lg.jp/shimane/Portal>

トップページ>松江市>松江市屋外広告物指定区域図

「マップ on しまね」はインターネット上で島根県や県内各市町村の行政関係の地図情報を検索・閲覧できるサービス（Web-GIS）です。



【参考図：松江市中心部】



※白地は2.許可地域になります。

※ 4 ページの 5-2 眺望空間保全区域、5-3 水辺景観保全区域は、道路、河川及びその周辺が対象区域になりますが、道路、河川のみを図示しており、その周辺は図示していませんので、そのお近くで広告物を設置する場合は、お問い合わせください。

(2) 適用除外項目

屋外広告物の区分	適用除外の対象項目				基準の有無	備考
	眺望保全	禁止物件	禁止地域	許可 (禁止地域以外)		
法令の規定により表示するもの						
公職選挙法(昭和25年法律第100号)の規定による選挙運動のために表示するもの	○	○	○	○	無し	—
公益上必要な施設又は物件に寄贈者の住所、氏名、名称、店名、又は屋号を表示する場合						
冠婚葬祭、祭礼のため、一時的又は仮設的に表示するもの(道標を除く)						
【交通規制看板】 交通規制の予告のために表示するもの	○	○	○	○	有り	—
国、地方公共団体その他特に公共性、公益性が高いものとして市長が認める団体が公共的目的をもって表示するもの	×	○	○	○	無し	事前協議
【営利を目的としない広告物】 営利を目的としない地域の安全や活性を図るためのもの	×	○	○	○	有り	事前協議
【管理用広告物】 自己の管理する土地又は物件に管理上の必要に基づき表示するもの						—
人、動物、車両又は船舶に表示するもの	×	×	○	○	無し	—
【自家用広告物】 自己の氏名、名称、店名、屋号若しくは商標若しくは自ら販売若しくは製造する商品の名称又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するため、自己の住所又は事務所若しくは営業所に表示するもの	×	×	○	○	有り	—
【道標・案内図板等】 道標、案内図板その他公共的目的又は公衆の利便のために表示するもの	×	×	○(許)	×	有り	—

○……………適用が除外される

×……………適用される

○(許)………許可を受けることで適用が除外される

事前協議………事前に協議書の提出が必要

無し…適用除外にあたっての基準がない

有り…適用除外にあたっての基準がある

→各地域の「(2) 適用除外基準及び許可申請について」参照のこと

6. 禁止地域

(1) 禁止地域の区分

禁止地域は、屋外広告物の表示又は掲出を原則禁止しており、地域ごとの景観特性等を踏まえて、以下の4つの地域に区分しています。

- **自然景観保全地域**：湖・海・山の優れた自然の風景地や貴重な自然景観を有すると判断される地域として、自然公園法、島根県立自然公園条例で指定される区域等を指定しています。
- **文化・文教環境保全地域**：貴重な文化財やその周辺、市民の憩いの場、学習の場等として重要な役割を果たす地域として、文化財保護法、島根県文化財保護条例、森林法により指定される区域や公園、墓地などの区域を指定しています。
- **住環境保全地域**：計画的に開発・整備された閑静な住宅地や良好な住環境が形成されている地域として、都市計画法により指定（第一種低層住居専用地域、一部の地区計画区域）される区域等を指定しています。
- **見通し景観保全地域**：高速道路や河川沿い等の開けた視界において、見る人に潤いと安らぎを与える地域として、主要な道路軸等から展望できる可視範囲を一定幅で指定しています。

(2) 適用除外基準及び許可申請について

禁止地域内であっても、以下の適用除外基準に合致すれば屋外広告物の表示又は掲出が可能です。また、屋外広告物の区分によっては許可申請又は協議が必要な場合があります。

区 分	項 目	基 準		眺望 保全	許可 申請	
交通規制看板	大きさ	・許可地域の基準に適合すること		対象外	不要	
営利を目的としない広告物	大きさ	・許可地域の基準に適合すること		対象	不要 (要協議)	
	色彩等	・色彩は、周辺の景観と調和するものとし、けばけばしい色彩は避けるよう配慮すること ・光源を用いるものにあつては、動光又は点滅を伴わないこと				
管理用広告物	大きさ	・1 管理用地内で表示又は掲出される屋外広告物の合計が 7 ㎡以内		対象	不要	
	色彩等	・色彩は、周辺の景観と調和するものとし、けばけばしい色彩は避けるよう配慮すること ・光源を用いるものにあつては、動光又は点滅を伴わないこと				
自家用広告物	大きさ	・1 敷地内で表示又は掲出される屋外広告物の合計が 7 ㎡以内		対象	不要	
	色彩等	・色彩は、周辺の景観と調和するものとし、けばけばしい色彩は避けるよう配慮すること ・光源を用いるものにあつては、動光又は点滅を伴わないこと				
道標・案内図板等	共通事項	・広告物の上端が地表から 4mを超える場合は、有資格管理者の設置及び更新時の有資格者による点検実施(P21 参照)			対象	要
	大きさ 表示方法	【道標】		【案内図板等】		
		共通事項	個別事項	・住宅案内図、県内主要観光地を案内するものであること ・道路面から高さ3m以下 ・自然景観、文化・文教環境保全地域においては1面 3 ㎡以内、住環境、見通し景観保全地域においては1面 5 ㎡以内		
		・名称・距離・方向のみであること ・相互間距離 50m以上 ・同一目的の広告は、相互間距離 200m以上 ・目的地から 5 km以内に 4 個以下 ・1 案内 1 ㎡以内。但し集合案内広告の場合は 1 案内 1 ㎡以内かつ合計 3 ㎡以内				
		・野立広告物 ・道路面から高さ3m以下 ・1 案内 1 面 1 ㎡、合計 2 ㎡以内 ・集合案内広告の場合は 1 案内 1 面 1 ㎡、1 面 3 ㎡、合計 6 ㎡以内 ・電柱広告物 ・許可地域の基準に適合すること				
	色彩等	・けばけばしい色彩は 1 表示面の 1/2 以下とすること		・けばけばしい色彩は 1 表示面の 1/5 以下とすること		
・光源を用いるものにあつては、動光又は点滅を伴わないこと。						

※眺望保全についてはP20を参照のこと

7. 許可地域



許可地域は、屋外広告物の表示又は掲出をする際に原則許可が必要な地域です。

禁止地域を除く松江市全域を許可地域とし、一般的な地域以外に、景観保全型広告整備区域、広告物活用区域を指定して、それぞれの区域に許可基準及び適用除外基準を定めています。

(1) 許可基準

広告物・掲出物件の種類		基準の項目	許可地域等
共通事項			・眺望保全※の対象となる広告物は、その基準に適合すること
総量規制			・同一壁面において⑦広告幕⑧屋上広告物⑨直接表示広告物⑩突出広告物のうち2種類以上表示されている場合、合計面積が1壁面の面積1/3以内
簡易広告物	①貼り紙	大きさ	・1枚1㎡以内
	②貼り札	大きさ	・1枚0.3㎡以内
	③立看板	大きさ	・縦2m、横1m以下
		脚部の高さ	・0.5m以下
	④旗及びのぼり	大きさ	・1枚1.5㎡以内
		その他	・車道及び歩道にはみ出さないこと
	⑤置看板	大きさ	・1面1㎡、合計2㎡以内
	⑥気球広告物	気球の高さ	・地上から50m以下
		気球の大きさ	・直径3m以下
		広告物の大きさ	・幅1.5m、長さ15m以下
	⑦広告幕	大きさ	・1壁面合計20㎡以内
		道路境界線から突き出す高さ	・車道 地表から下端まで4.7m以上 ・歩道 地表から下端まで2.5m以上
一般広告物	共通事項		・広告物の上端が地表から4mを超える場合は、有資格管理者の設置及び更新時の有資格者による点検実施(P21参照)
	⑧屋上広告物	大きさ	・地表から上端まで51m以下 ・広告物の高さが建築物の高さの2/3以下、かつ10m以下 ・面積1面100㎡以内、合計400㎡以内 ・このうち、非自家用広告物は1面20㎡以内、合計80㎡以内
		その他	・建築物の壁面をこえて外側に突き出さないこと ・1棟に1個まで ・主たる面を横長(縦/横 $\leq$ 1)とすること
	⑨直接表示広告物	大きさ	・壁・屋根の各面積の1/2以内 ・壁・屋根の各面積が500㎡未満の場合 20㎡以内 ・壁・屋根の各面積が500㎡以上1,000㎡未満の場合 $20 + (\text{壁面面積} - 500) \times 4\%$ ㎡以内 ・壁・屋根の各面積が1,000㎡以上の場合 $40 + (\text{壁面面積} - 1,000) \times 1\%$ ㎡以内 ・このうち、非自家用広告物は1壁面20㎡以内
	⑩突出広告物	大きさ	・1壁面合計20㎡以内
		道路境界線から突き出す高さ	・車道 地表から下端まで4.7m以上 ・歩道 地表から下端まで2.5m以上
		道路境界線から突き出す長さ	・0.6m以下
		その他	・建物の上端から突き出さないこと
	⑪-1 野立広告物 (自家用広告物)	大きさ	・相互間距離100m未満、1面15㎡以内、合計30㎡以内 ・相互間距離100m以上、1面15㎡以内、1個30㎡以内
		高さ	・広告塔 地表から上端まで10m以下 ・広告板 地表から上端まで6m以下
	⑪-2 野立広告物 (非自家用広告物)	大きさ	・1面15㎡以内、合計30㎡以内(20cm以下で近接し上端下端を揃えるなど、一体的になっているものは、複数の表示板の面積が1面15㎡以内、計30㎡以内)
		高さ	・広告塔 地表から上端まで10m以下 ・広告板 地表から上端まで6m以下
		表示位置	・相互間距離100m以上、かつ、国道及び鉄道からの距離100m以上(地形等の理由により100m以上離すことが困難な場合にあっては、可能な限り離すこと)

広告物・掲出物件の種類		基準の項目	許可地域等
一般 広 告 物	⑪-3 野立広告物 (非自家用広告物のうち、案内用のもの)	表示内容	・名称、距離、方向のみであること
		大きさ	・1 案内 1 面 1 m ² 、合計 2 m ² 以内 ・集合の場合は 1 案内 1 面 1 m ² 、1 面 5 m ² 合計 10 m ² 以内
		高さ	・地表から上端まで 6m 以下
		表示位置	・相互間距離 50m 以上 ・同一目的の広告は、相互間距離 200m 以上
		個数	・目的地から 5 km 以内に 4 個以下
	⑫特殊装置広告物	大きさ等	・掲出方法により、それぞれの許可基準を満たすこと
	⑬アーケード広告物	大きさ	・車道 2 m ² 以内 ・歩道 1 m ² 以内
		高さ	・車道 地表から下端まで 4.7m 以上 ・歩道 地表から下端まで 2.5m 以上
	⑭アーチ広告物	大きさ	・30 m ² 以内
		高さ・位置	・地表から下端まで 4.7m 以上 ・幅員 20m 未満の道路
	⑮電柱、街灯柱等広告物	個数	・突出し 1 本 1 個、巻付け 1 本 1 個
		大きさ	・突出し 縦 1.2m 以下、横 0.45m 以下 ・巻付け 縦 1.8m 以下
		突出しの高さ	・車道 地表から下端まで 4.7m 以上 ・歩道 地表から下端まで 2.5m 以上
		突出しの取り付け部分の長さ	・0.5m 以下
		その他	・直塗りしないこと
	⑯標識広告物	バス停留所 非照明式	大きさ ・1 面 0.25 m ² 以内 ・表示面の最下端部に設けること
		バス停留所 照明式	大きさ ・表示面の広さの 1/3 以内 ・表示面の最下端部に設けること

※眺望保全については P20 を参照のこと

(2) 適用除外について

区 分	項 目	基 準	眺望保全	許可申請
交通規制看板	大きさ	・許可地域の基準に適合すること	対象外	不要
営利を目的としない広告物	大きさ	・許可地域の基準に適合すること	対象	不要 (要協議)
管理用広告物	大きさ	・1 管理用地内で表示又は掲出される屋外広告物の合計が 10 m ² 以内	対象	不要
自家用広告物	大きさ	・1 敷地内で表示又は掲出される屋外広告物の合計が 10 m ² 以内	対象	不要

8. 景観保全型広告整備区域



景観保全型広告整備区域は、松江市固有の伝統的な町並みや自然景観など景観と調和した良好な広告物の掲出が特に必要な区域を対象として、地域ごとの景観特性等を踏まえ、以下の 8 つの区域を指定しています。

- 伝統美観保存区域**： 景観計画重点区域の塩見縄手地区、普門院外濠地区、城山内濠地区を指定しています。
- 宍道湖景観形成区域**： 景観計画重点区域の宍道湖景観形成区域を指定しています。
- 北堀町景観形成区域**： 景観計画重点区域の北堀町景観形成区域を指定しています。
- 清光院下景観形成区域**： 景観計画重点区域の清光院下景観形成区域のうち、禁止地域を除く区域を指定しています。
- 北殿町惣門橋通り景観形成区域**： 景観計画重点区域の北殿町惣門橋通り景観形成区域を指定しています。
- 石橋一区景観形成区域**： 景観計画重点区域の石橋一区景観形成区域を指定しています。
- 大手前通り景観形成区域**： 大手前通り地区計画（他の景観保全型広告整備区域を除く）の区域を指定しています。
- 内中原町景観形成区域**： 景観計画重点区域の内中原町景観形成区域を指定しています。

8-1 伝統美観保存区域

伝統美観保存区域内での屋外広告物の景観形成基準及び適用除外基準は、以下のとおりです。

(1) 広告物景観形成基準

広告物・掲出物件の種類			基準の項目	景観保全型広告整備区域（伝統美観保存区域）		
				塩見縄手地区	普門院外濠地区	城山内濠地区
共通事項				・非自家用広告物の掲出不可（道標は除く） ・自動販売機への掲出不可 ・光源を用いるものにあつては、動光又は点滅を伴わないこと ・眺望保全の対象となる広告物は、その基準に適合すること		
				・江戸時代の面影を残す伝統的な町並み景観と調和すること ・色彩は、簡易広告物についてはけげばしい色彩を避け、落ち着きのあるものとなるよう配慮し、簡易広告物以外のものについては、けげばしい色彩を使用しないこと ・素材は、紙や木材など自然素材を用いるよう配慮すること ・表示にあたっては、必要最小限のものとする	・堀川から見える位置へは広告物を掲出しないこと ・色彩は、落ち着きのあるものとし、けげばしい色彩は避けるよう配慮すること	・伝統的様式を持った町並み景観と調和するよう配慮すること ・色彩は、簡易広告物についてはけげばしい色彩は避け、落ち着きのあるものとなるよう配慮し、簡易広告物以外のものについては、けげばしい色彩を使用しないこと ・素材は、紙や木材など自然素材を用いるよう配慮すること ・表示にあたっては、必要最小限のものとする
総量規制				・1 敷地内の屋外広告物の合計面積が5㎡以内		
簡易 広 告 物	①貼り紙	大きさ	・1 枚 1 ㎡以内			
	②貼り札	大きさ	・1 枚 0.3 ㎡以内			
	③立看板	大きさ	・縦 2m、横 1m以下			
		脚部の高さ	・0.5m以下			
	④旗及びのぼり	大きさ	・1 枚 1.5 ㎡以内			
		その他	・車道及び歩道にはみ出さないこと			
	⑤置看板	大きさ	・1 面 1 ㎡、合計 2 ㎡以内			
⑥気球広告物		・掲出不可				
⑦広告幕		・掲出不可				
一 般 広 告 物	共通事項		・広告物の上端が地表から 4mを超える場合は、有資格管理者の設置及び更新時の有資格者による点検実施(P21 参照)			
	⑧屋上広告物	大きさ その他	・掲出不可	・地表から上端まで 12m以下 ・広告物の高さが 2m以下 ・建築物の壁面を超えて外側に突き出さないこと ・1 棟に 1 個まで ・主たる面を横長（縦/横≦1）とすること ・5 ㎡以内 ・有資格管理者を設置すること(P20 参照)	・掲出不可	
	⑨直接表示広告物	その他	・伝統的様式を持つ壁面に直接広告文字を書き込まないこと			
		大きさ	・5 ㎡以内			
	⑩突出広告物	表示位置	・掲出不可	・建物の上端から突き出さないこと	・建物の上端から突き出さないこと ・町並みの美しい連続性に配慮すること	
		個数		・1 壁面 2 個以下		
		大きさ		・1 壁面合計 1.5 ㎡以内		
		その他		・車道及び歩道にはみ出さないこと		
	⑪野立広告物	大きさ	・掲出不可	・1 面 2.5 ㎡、合計 5 ㎡以内	・掲出不可	
		高さ		・地表から上端まで 6m以下		
⑫特殊装置広告物 ⑬アーケード広告物 ⑭アーチ広告物 ⑮電柱、街灯柱等広告物 ⑯標識広告物			・掲出不可			

広告物・掲出物件の種類		基準の項目	景観保全型広告整備区域（伝統美観保存区域）		
			塩見縄手地区	普門院外濠地区	城山内濠地区
道標・案内図板等	共通事項		・広告物の上端が地表から 4mを超える場合は、有資格管理者の設置及び更新時の有資格者による点検実施(P21 参照) ・名称・距離・方向のみであること ・相互間距離 50m以上 ・同一目的の広告は、相互間距離 200m以上 ・目的地から 5 km以内に 4 個以下		
	野立広告物	大きさ 表示方法等	・共通基準に適合すること ・道路面から高さ3m以下 ・1 案内 1 面 1 ㎡、合計 2 ㎡以内 ・集合案内広告の場合は 1 案内 1 面 1 ㎡、1 面 3 ㎡、合計 6 ㎡以内		
	電柱広告物		・掲出不可		
	野立広告物、 電柱広告物以外の 広告物		・共通基準に適合すること ・1 案内 1 ㎡以内 ・集合案内広告の場合は 1 案内 1 ㎡以内且つ合計 3 ㎡以内		
	案内図板		・掲出不可		

※眺望保全については P20 を参照のこと

（２）適用除外基準及び許可申請について

区 分	項 目	基 準	眺望保全	許可申請
交通規制看板	大きさ	・許可地域の基準に適合すること	対象外	不要
営利を目的としない広告物	大きさ	・広告物景観形成基準に適合すること	対象	不要 (要協議)
管理用広告物	大きさ	・1 管理用地内で表示又は掲出される屋外広告物の合計が 5 m ² 以内	対象	不要
	色彩等	・色彩は、周辺の景観と調和するものとし、彩度の低いものとするよう配慮すること ・光源を用いるものにあつては、動光又は点滅を伴わないこと		
自家用広告物	大きさ	・1 敷地内で表示又は掲出される屋外広告物の合計が 1 m ² 以内	対象	不要
	色彩等	・色彩は、周辺の景観と調和するものとし、彩度の低いものとするよう配慮すること ・光源を用いるものにあつては、動光又は点滅を伴わないこと		

８－２ 宍道湖景観形成区域

宍道湖景観形成区域内での屋外広告物の景観形成基準及び適用除外基準は、以下のとおりです。

（１）広告物景観形成基準

広告物・掲出物件の種類		基準の項目	景観保全型広告整備区域 (宍道湖景観形成区域)	
			【主要道路から陸側の商業系用途地域を除く】	
共通事項			・非自家用広告物の掲出不可(道標・案内図板は除く) ・湖面ゾーンへの掲出不可 ・景観計画の色彩基準に配慮すること ・眺望保全の対象となる広告は、その基準に適合すること	
総量規制			・1 敷地内の屋外広告物の合計面積が 7 m ² 以内	
簡易広告物	①貼り紙	大きさ	・1 枚 1 m ² 以内	
	②貼り札	大きさ	・1 枚 0.3 m ² 以内	
	③立看板	大きさ	・縦 2m、横 1m以下	
		脚部の高さ	・0.5m以下	
	④旗及びのぼり	大きさ	・1 枚 1.5 m ² 以内	
		その他	・車道及び歩道にはみ出さないこと	
	⑤置看板	大きさ	・1 面 1 m ² 、合計 2 m ² 以内	
	⑥気球広告物		・掲出不可	
	⑦広告幕	大きさ	・合計 7 m ² 以内	
		高さ	・車道 地表から下端まで 4.7m以上 ・歩道 地表から下端まで 2.5m以上	
		その他	・建物を超えて外側に突き出さないこと	

広告物・掲出物件の種類		基準の項目	景観保全型広告整備区域 (宍道湖景観形成区域)
			【主要道路から陸側の商業系用途地域を除く】
一般 広 告 物	共通事項		・広告物の上端が地表から 4mを超える場合は、有資格管理者の設置及び更新時の有資格者による点検実施(P21 参照)
	⑧屋上広告物	大きさ	・広告物の高さ 2.5m以下 ・面積 7 ㎡以内
		その他	・建築物の壁面を越えて外側に突き出さないこと ・1 棟に 1 個まで ・主たる面を横長(縦/横≦1)とすること
	⑨直接表示広告物	大きさ	・合計 7 ㎡以内
	⑩突出広告物	大きさ	・合計7㎡以内
		道路境界線から突き出す高さ	・車道 地表から下端まで 4.7m以上 ・歩道 地表から下端まで 2.5m以上
		道路境界線から突き出す長さ	・0.6m以下
		その他	・建築物の上端から突き出さないこと
	⑪野立広告物	大きさ	・1面 3.5 ㎡以内、合計 7 ㎡以内
		高さ	・広告塔 地表から上端まで 10m以下 ・広告板 地表から上端まで 6m以下
		その他	・主要道路から眺望できる湖面や対岸の山並みを妨げないよう配慮すること（立地条件等によりやむを得ず設置する場合は、色彩・形態及び意匠を工夫し、修景を行うなど宍道湖景観に配慮すること）
	⑫特殊装置広告物	大きさ等	・掲出方法により、それぞれの許可基準を満たすこと
	⑬アーケード広告物		・掲出不可
⑭アーチ広告物	大きさ	・7 ㎡以内	
	高さ	・地表から下端まで 4.7m以上	
	位置	・幅員 20m未満の道路	
⑮電柱、街灯柱等 広告物		・掲出不可	
⑯標識広告物		・掲出不可	
道 標	共通事項		・広告物の上端が地表から 4mを超える場合は、有資格管理者の設置及び更新時の有資格者による点検実施(P21 参照) ・名称・距離・方向のみであること ・相互間距離 50m以上 ・同一目的の広告は、相互間距離 200m以上 ・目的地から 5 km以内に 4 個以下 ・けばけばしい色彩は 1 表示面の 1/2 以下とすること
	野立広告物	大きさ 表示方法	・共通事項に適合すること ・道路面から高さ 3m以下 ・1 案内 1 面 1 ㎡、合計 2 ㎡以内 ・集合案内広告の場合は 1 案内 1 面 1 ㎡、1 面 3 ㎡、合計 6 ㎡以内
	電柱広告物	大きさ 表示方法	・共通事項に適合すること ・許可地域の基準に適合すること
	野立広告物、電柱 広告物以外の広告物	大きさ 表示方法	・共通事項に適合すること ・1 案内 1 ㎡以内 ・集合案内広告の場合は 1 案内 1 ㎡以内且つ合計 3 ㎡以内
案内図板等		共通事項	・広告物の上端が地表から 4mを超える場合は、有資格管理者の設置及び更新時の有資格者による点検実施(P21 参照)
		大きさ 表示方法	・住宅案内図、県内主要観光地を案内するものであること ・合計 7 ㎡以内 ・道路面から高さ 5m以下
		色彩	・けばけばしい色彩は1表示面の 1/5 以下とすること

※眺望保全については P20 を参照のこと

(2)適用除外基準及び許可申請について

区 分	項 目	基 準	眺望 保全	許可 申請
交通規制看板	大きさ	・許可地域の基準に適合すること	対象外	不要
営利を目的としない広告物	大きさ	・広告物景観形成基準に適合すること	対象	不要 (要協議)
管理用広告物	大きさ	・1管理用地内で表示又は掲出される屋外広告物の合計が7㎡以内	対象	不要
	色彩	・色彩は松江市景観計画の色彩基準に配慮すること		
自家用広告物	大きさ 色彩	・広告物景観形成基準に適合すること	対象	不要

8－3 北堀町景観形成区域

8－4 清光院下景観形成区域

北堀町景観形成区域内および清光院下景観形成区域内での屋外広告物の景観形成基準及び適用除外基準は、以下のとおりです。

(1) 広告物景観形成基準

広告物・掲出物件 の種類		基準の 項目	景観保全型広告整備区域 (北堀町景観形成区域、清光院下景観形成区域)
共通事項			・非自家用広告物の掲出不可(道標、案内図板等は除く) ・けばけばしい色彩は1表示面の1/2以下とすること ・落ち着いた色のある色彩とし、けばけばしい色彩は避けるよう配慮すること ・眺望保全の対象となる広告物は、その基準に適合すること
総量規制			・1敷地内の屋外広告物の合計面積が10㎡以内
簡 易 広 告 物	①貼り紙	大きさ	・1枚1㎡以内
	②貼り札	大きさ	・1枚0.3㎡以内
	③立看板	大きさ	・縦2m、横1m以下
		脚部の高さ	・0.5m以下
	④旗及びのぼり	大きさ等	・1枚1.5㎡以内
		その他	・車道及び歩道にはみ出さないこと
	⑤置看板	大きさ	・1面1㎡、合計2㎡以内
一 般 広 告 物	⑥気球広告物		・掲出不可
	⑦広告幕	大きさ	・1壁面合計5㎡以内
		位置	・車道 地表から下端まで4.7m以上 ・歩道 地表から下端まで2.5m以上
	共通事項		・広告物の上端が地表から4mを超える場合は、有資格管理者の設置及び更新時の有資格者による点検実施(P21参照)
	⑧屋上広告物	大きさ	・地表から上端まで12m以下 ・広告物の高さ2m以下 ・面積1面5㎡以内
		その他	・建築物の壁面をこえて外側に突き出さないこと ・1棟に1個まで ・主たる面を横長(縦/横$\leq$1)とすること
	⑨直接表示広告物	大きさ	・壁の各面積の1/3以内かつ7㎡以内
		その他	・屋根には表示しないこと
	⑩突出広告物	大きさ	・1壁面合計5㎡以内
		高さ	・12m以下
		道路境界線から突き出す高さ・長さ	・車道 地表から下端まで4.7m以上 ・歩道 地表から下端まで2.5m以上 ・0.6m以下
		その他	・建築物の上端から突き出さないこと

広告物・掲出物件の種類		基準の項目	景観保全型広告整備区域 (北堀町景観形成区域、清光院下景観形成区域)
道標	⑪野立広告物	大きさ	・合計 5 m ² 以内
		高さ	・地上から上端まで 6m以下
	⑫特殊装置広告物 ⑬アーケード広告物 ⑭アーチ広告物 ⑮電柱・街灯柱広告物 ⑯標識広告物		・掲出不可
	共通事項		・広告物の上端が地表から 4mを超える場合は、有資格管理者の設置及び更新時の有資格者による点検実施(P21 参照) ・名称・距離・方向のみであること ・相互間距離 50m以上 ・同一目的の広告は、相互間距離 200m以上 ・目的地から 5 km以内に 4 個以下
	野立広告物	大きさ 表示方法	・共通事項に適合すること ・道路面から高さ 3m以下 ・1 案内 1 面 1 m ² 、合計 2 m ² 以内 ・集合案内広告の場合は 1 案内 1 面 1 m ² 、1 面 3 m ² 、合計 6 m ² 以内
	電柱広告物		・共通事項に適合すること ・許可地域の基準に適合すること
	野立広告物・電柱 広告物以外の広告物		・共通事項に適合すること ・1 案内 1 m ² 以内 ・集合案内広告の場合は 1 案内 1 m ² 以内且つ合計 3 m ² 以内
案内図板等		大きさ 表示方法	・広告物の上端が地表から 4mを超える場合は、有資格管理者の設置及び更新時の有資格者による点検実施(P21 参照) ・住宅案内図、県内主要観光地を案内するものであること ・3 m ² 以内 ・道路面から高さ 3m以下

※眺望保全については P20 を参照のこと

(2) 適用除外基準及び許可申請について

区 分	項 目	基 準	眺望 保全	許可 申請
交通規制看板	大きさ	・許可地域の基準に適合すること	対象外	不要
営利を目的としない広告物	大きさ	・広告物景観形成基準に適合すること	対象	不要 (要協議)
管理用広告物	大きさ	・1 管理用地内で表示又は掲出される屋外広告物の合計が 5 m ² 以内	対象	不要
	色彩	・色彩は落ち着いたものとし、けばけばしい色彩は避けるよう配慮すること		
自家用広告物	大きさ	・1 敷地内で表示又は掲出される屋外広告物の合計が 3 m ² 以内	対象	不要
	色彩	・色彩は落ち着いたものとし、けばけばしい色彩は避けるよう配慮すること		

8-5 北殿町惣門橋通り景観形成区域

8-6 大手前通り景観形成区域

北殿町惣門橋通り景観形成区域、大手前通り景観形成区域内での屋外広告物の景観形成基準及び適用除外基準は、以下のとおりです。

(1) 広告物景観形成基準

広告物・掲出物件の種類	基準の項目	景観保全型広告整備区域 (北殿町惣門橋通り景観形成区域、大手前通り景観形成区域)
共通事項		・非自家用広告物の掲出不可 ・けばけばしい色彩は 1 表示面の 1/2 以下とすること ・眺望保全の対象となる広告は、その基準に適合すること
総量規制		・1 敷地内の屋外広告物の合計面積が 30 m ² 以内 ・同一壁面において⑦広告幕⑧屋上広告物⑨直接表示広告物⑩突出広告物のうち 2 種類以上表示されている場合、合計面積が 1 壁面の面積の 1/3 以内

広告物・掲出物件の種類		基準の項目	景観保全型広告整備区域 (北殿町惣門橋通り景観形成区域、大手前通り景観形成区域)
簡易 広 告 物	①貼り紙	大きさ	・1枚 1㎡以内
	②貼り札	大きさ	・1枚 0.3㎡以内
	③立看板	大きさ	・縦 2m以下、横 1m以下
		脚部の高さ	・0.5m以下
	④旗及びのぼり	大きさ	・1枚 1.5㎡以内
		その他	・車道及び歩道にはみ出さないこと
	⑤置看板	大きさ	・1面 1㎡、合計 2㎡以内
	⑥気球広告物	気球の高さ	・地上から 50m以下
		気球の大きさ	・直径 3m以下
		広告物の大きさ	・幅 1.5m、長さ 15m以下
一 般 広 告 物	⑦広告幕	大きさ	・1壁面合計 20㎡以内
		位置	・車道及び歩道にはみ出さないこと
	共通事項		・広告物の上端が地表から 4mを超える場合は、有資格管理者の設置及び更新時の有資格者による点検実施(P21 参照)
	⑧屋上広告物	大きさ	・地表から上端まで 12m以下又は 20m以下(地区計画制限事項に適合すること) ・広告物の高さが建築物の高さの 1/3 以下 ・面積 1面 20㎡以内
		その他	・建築物の壁面をこえて外側に突き出さないこと ・1棟に 1個まで ・主たる面を横長(縦/横 $\leq$ 1)とすること
	⑨直接表示広告物	大きさ	・壁・屋根の各面積の 1/2 以内 ・壁・屋根の各面積が 500㎡未満の場合 20㎡以内 ・壁・屋根の各面積が 500㎡以上 1,000㎡未満の場合 20 + (壁面面積 - 500) × 4%㎡以内 ・壁・屋根の各面積が 1,000㎡以上の場合 40 + (壁面面積 - 1,000) × 4%㎡以内
		その他	・勾配屋根に表示しないこと
	⑩突出広告物	大きさ	・1壁面合計 20㎡以内
		位置	・車道及び歩道にはみ出さないこと
		高さ	・12m以下又は 20m以下(地区計画制限事項に適合すること)
		その他	・建築物の上端から突き出さないこと
	⑪野立広告物	大きさ	・1面 0.5㎡以内、合計 1㎡以内
		高さ	・地表から上端まで 3m以下
	⑫特殊装置広告物 ⑬アーケード広告物 ⑭アーチ広告物 ⑮電柱、街灯柱等広告物 ⑯標識広告物		・掲出不可
道標			・掲出不可

※眺望保全については P20 を参照のこと

(2) 適用除外基準及び許可申請について

区 分	項 目	基 準	眺望 保全	許可 申請
交通規制看板	大きさ	・許可地域の基準に適合すること	対象外	不要
営利を目的としない広告物	大きさ	・広告物景観形成基準に適合すること	対象	不要 (要協議)
管理用広告物	大きさ	・1管理用地内で表示又は掲出される屋外広告物の合計が 5㎡以内	対象	不要
	色彩	・色彩は落ち着いたものとし、けばけばしい色彩は避けるよう配慮すること		
自家用広告物	大きさ	・1敷地内で表示又は掲出される屋外広告物の合計が 1㎡以内	対象	不要
	色彩	・色彩は落ち着いたものとし、けばけばしい色彩は避けるよう配慮すること		

8-7 石橋一区景観形成区域

石橋一区景観形成区域内の屋外広告物の景観形成基準及び適用除外基準は、以下のとおりです。

(1) 広告物景観形成基準

広告物・掲出物件の種類		基準の項目	景観保全型広告整備区域 (石橋一区景観形成区域)
共通事項			・非自家用広告物の掲出不可(道標、案内図板等は除く) ・けばけばしい色彩は1表示面の1/2以下とすること ・落ち着いた色彩とし、けばけばしい色彩は避けるよう配慮すること ・眺望保全の対象となる広告物は、その基準に適合すること
総量規制			・1敷地内の屋外広告物の合計面積が10㎡以内
簡易 広 告 物	①貼り紙	大きさ	・1枚1㎡以内
	②貼り札	大きさ	・1枚0.3㎡以内
	③立看板	大きさ	・縦2m、横1m以下
		脚部の高さ	・0.5m以下
	④旗及びのぼり	大きさ等	・1枚1.5㎡以内
		その他	・車道及び歩道にはみ出さないこと
	⑤置看板	大きさ	・1面1㎡、合計2㎡以内
一 般 広 告 物	⑥気球広告物		・掲出不可
	⑦広告幕	大きさ	・1壁面合計5㎡以内
		位置	・車道 地表から下端まで4.7m以上 ・歩道 地表から下端まで2.5m以上
	共通事項		・広告物の上端が地表から4mを超える場合は、有資格管理者の設置及び更新時の有資格者による点検実施(P21参照)
	⑧屋上広告物	大きさ	・地表から上端まで12m以下 ・広告物の高さ2m以下 ・面積1面5㎡以内
		その他	・建築物の壁面をこえて外側に突き出さないこと ・1棟に1個まで ・主たる面を横長(縦/横$\leq$1)とすること ・最上階の屋根には設置しないこと
	⑨直接表示広告物	大きさ	・壁の各面積の1/3以内かつ7㎡以内
		その他	・屋根には表示しないこと
	⑩突出広告物	大きさ	・1壁面合計5㎡以内
		高さ	・12m以下
		道路境界線から突き出す高さ・長さ	・車道 地表から下端まで4.7m以上 ・歩道 地表から下端まで2.5m以上 ・0.6m以下
		その他	・建築物の上端から突き出さないこと
	⑪野立広告物	大きさ	・合計5㎡以内
		高さ	・地表から上端まで6m以下
	⑫特殊装置広告物 ⑬アーケード広告物 ⑭アーチ広告物 ⑮電柱・街灯柱広告物 ⑯標識広告物		・掲出不可

広告物・掲出物件の種類		基準の項目	景観保全型広告整備区域 (石橋一区景観形成区域)
道標	共通事項		・広告物の上端が地表から 4mを超える場合は、有資格管理者の設置及び更新時の有資格者による点検実施(P21 参照) ・名称・距離・方向のみであること ・相互間距離 50m以上 ・同一目的の広告は、相互間距離 200m以上 ・目的地から 5 km以内に 4 個以下
	野立広告物	大きさ 表示方法	・共通事項に適合すること ・道路面から高さ 3m以下 ・1 案内 1 面 1 m²、合計 2 m²以内 ・集合案内広告の場合は 1 案内 1 面 1 m²、1 面 3 m²、合計 6 m²以内
	電柱広告物		・共通事項に適合すること ・許可地域の基準に適合すること
	野立広告物・電柱広告物以外の広告物		・共通事項に適合すること ・1 案内 1 m²以内 ・集合案内広告の場合は 1 案内 1 m²以内かつ合計 3 m²以内
案内図板等		大きさ 表示方法	・広告物の上端が地表から 4mを超える場合は、有資格管理者の設置及び更新時の有資格者による点検実施(P21 参照) ・住宅案内図、県内主要観光地を案内するものであること ・3 m²以内 ・道路面から高さ 3m以下

※眺望保全については P20 を参照のこと

(2) 適用除外基準及び許可申請について

区 分	項 目	基 準	眺望 保全	許可 申請
交通規制看板	大きさ	・許可地域の基準に適合すること	対象外	不要
営利を目的としない広告物	大きさ	・広告物景観形成基準に適合すること	対象	不要 (要協議)
管理用広告物	大きさ	・1 管理用地内で表示又は掲出される屋外広告物の合計が 5 m ² 以内	対象	不要
	色彩	・色彩は落ち着いたものとし、けばけばしい色彩は避けるよう配慮すること		
自家用広告物	大きさ	・1 敷地内で表示又は掲出される屋外広告物の合計が 7 m ² 以内	対象	不要
	色彩	・色彩は落ち着いたものとし、けばけばしい色彩は避けるよう配慮すること		

8-8 内中原町景観形成区域

内中原町景観形成区域内の屋外広告物の景観形成基準及び適用除外基準は、以下のとおりです。

(1) 広告物景観形成基準

広告物・掲出物件の種類		基準の項目	景観保全型広告整備区域 (内中原町景観形成区域)
共通事項			・けばけばしい色彩は 1 表示面の 1/2 以下とすること ・色彩は落ち着いたものとし、けばけばしい色彩は避けるよう配慮すること ・光源を用いるものにあつては、動光又は点滅を伴わないこと ・眺望保全の対象となる広告物は、その基準に適合すること
総量規制			・1 敷地内の屋外広告物の合計面積が 30 m ² 以内
簡易 広 告 物	①貼り紙	大きさ	・1 枚 1 m ² 以内
	②貼り札	大きさ	・1 枚 0.3 m ² 以内
	③立看板	大きさ	・縦 2m、横 1m以下
		脚部の高さ	・0.5m以下
	④旗及びのぼり	大きさ	・1 枚 1.5 m ² 以内
		その他	・車道及び歩道にはみ出さないこと
	⑤置看板	大きさ	・1 面 1 m ² 、合計 2 m ² 以内
	⑥気球広告物		・掲出不可
	⑦広告幕	大きさ	・1 壁面合計 20 m ² 以内
		道路境界線から突き出す高さ	・車道 地表から下端まで 4.7m以上 ・歩道 地表から下端まで 2.5m以上

広告物・掲出物件の種類		基準の項目	景観保全型広告整備区域 (内中原町景観形成区域)
一般 広 告 物	共通事項		・広告物の上端が地表から 4mを超える場合は、有資格管理者の設置及び更新時の有資格者による点検実施(P21 参照)
	⑧屋上広告物	大きさ	・A区域: 地表から上端まで 12m以下 ・B区域: 地表から上端まで 15m以下 ・C区域: 地表から上端まで 25m以下 ・広告物の高さ(支柱部分を含む)2m以下 ・1 面 5 m ² 以内
		その他	・建築物の壁面をこえて外側に突き出さないこと ・1 棟に 1 個まで ・主たる面を横長(縦/横 $\leq$ 1)とすること
	⑨直接表示広告物	大きさ	・壁の各面積の 1/3 以内かつ 10 m ² 以内
		その他	・屋根には表示しないこと
	⑩突出広告物	大きさ	・1 壁面合計 5 m ² 以内
		高さ	・12m以下
		道路境界線から突き出す高さ	・車道 地表から下端まで 4.7m以上 ・歩道 地表から下端まで 2.5m以上
		道路境界線から突き出す長さ	・0.6m以下
		その他	・建物の上端から突き出さないこと
	⑪-1 野立広告物 (自家用広告物)	大きさ	・合計 10 m ² 以内
		高さ	・広告塔 地表から上端まで 7m以下 ・広告板 地表から上端まで 6m以下
	⑪-2 野立広告物 (非自家用広告物)	大きさ	・合計 10 m ² 以内
		高さ	・広告塔 地表から上端まで 7m以下 ・広告板 地表から上端まで 6m以下
		表示位置	・相互間距離 100m以上(複数の表示面が 20 cm 以下で近接し上端下端を揃えるなど、一体的になっているもので、表示面積の合計が 10 m ² 以内の場合は設置可) ・国道及び鉄道からの距離 100m以上(地形等の理由により 100m以上離すことが困難な場合にあっては、可能な限り離すこと)
	⑪-3 野立広告物 (非自家用広告物のうち、案内用のもの)	表示内容	・名称、距離、方向のみであること
		大きさ	・1 案内 1 面 1 m ² 、合計 2 m ² 以内 ・集合の場合は 1 案内 1 面 1 m ² 、1 面 3 m ² 合計 6 m ² 以内
		高さ	・地表から上端まで 3m以下
		表示位置	・相互間距離 50m以上 ・同一目的の広告は、相互間距離 200m以上
		個数	・目的地から 5 km以内に 4 個以下
	⑫特殊装置広告物 ⑬アーケード広告物 ⑭アーチ広告物		・掲出不可
	⑮電柱、街灯柱等 広告物	個数	・突出し 1 本 1 個、巻付け 1 本 1 個
		大きさ	・突出し 縦 1.2m以下、横 0.45m以下 ・巻付け 縦 1.8m以下
		突出しの高さ	・車道 地表から下端まで 4.7m以上 ・歩道 地表から下端まで 2.5m以上
		突出しの取り付け部分の長さ	・0.5m以下
		その他	・直塗りしないこと
	⑯標識広告物		・掲出不可

※眺望保全については P20 を参照のこと

(2) 適用除外基準及び許可申請について

区 分	項 目	基 準	眺望保全	許可申請
交通規制看板	大きさ	・許可地域の基準に適合すること	対象外	不要
営利を目的としない広告物	大きさ	・許可地域の基準に適合すること	対象	不要 (要協議)
管理用広告物	大きさ	・1 管理用地内で表示又は掲出される屋外広告物の合計が 5 m ² 以内	対象	不要
自家用広告物	大きさ	・1 敷地内で表示又は掲出される屋外広告物の合計が 7 m ² 以内	対象	不要

9. 広告物活用区域

広告物活用区域内での屋外広告物の広告物活用基準及び適用除外基準は、以下のとおりです。

(1) 広告物活用基準

広告物・掲出物件の種類		基準の項目	国道9号沿線活用地区	松江駅周辺活用地区	
共通事項			・眺望保全の対象となる広告物は、その基準に適合すること		
総量規制			・同一壁面において⑦広告幕、⑧屋上広告物、⑨直接表示広告物、⑩突出広告物のうち2種類以上表示されている場合、合計面積が1壁面の面積の1/2以内	・同一壁面において⑦広告幕、⑧屋上広告物、⑨直接表示広告物、⑩突出広告物のうち2種類以上表示されている場合、合計面積が1壁面の面積の 1/2 以内かつ、120㎡以内	
簡易 広 告 物	①貼り紙	大きさ	・1枚1㎡以内		
	②貼り札	大きさ	・1枚0.3㎡以内		
	③立看板	大きさ	・縦2m、横1m以下		
		脚部の高さ	・0.5m以下		
	④旗及びのぼり	大きさ	・1枚1.5㎡以内		
		その他	・車道及び歩道にはみ出さないこと		
	⑤置看板	大きさ	・1面1㎡以内、合計2㎡以内		
	⑥気球広告物	気球の高さ	・地上から50m以下		
		気球の大きさ	・直径3m以下		
		広告物の大きさ	・幅1.5m、長さ15m以下		
⑦広告幕	大きさ	・1壁面合計20㎡以内	・1壁面合計20㎡以内（ただし、ガイドレールのあるけんすい幕については幅1.5m、長さ15m以下、3個以内）		
	高さ	・車道 地表から下端まで4.7m以上 ・歩道 地表から下端まで2.5m以上			
一 般 広 告 物	共通事項		・広告物の上端が地表から4mを超える場合は、有資格管理者の設置及び更新時の有資格者による点検実施（P21参照）		
	⑧屋上広告物	大きさ	・地表から上端まで51m以下 ・広告物の高さが建築物の高さの2/3以下、かつ10m以下 ・面積1面100㎡以内 合計400㎡以内 ・このうち、非自家用広告物は1面20㎡以内 合計80㎡以内		
		その他	・建築物の壁面をこえて外側に突き出さないこと ・1棟に1個まで ・主たる面を横長（縦/横≦1）とすること		
	⑨直接表示 広告物	大きさ	・壁・屋根の各面積の1/2以内 ・壁・屋根の各面積が500㎡未満の場合 20㎡以内 ・壁・屋根の各面積が500㎡以上1,000㎡未満の場合 20+（壁面面積-500）×4%㎡以内 ・壁・屋根の各面積が1,000㎡以上の場合 40+（壁面面積-1,000）×1%㎡以内 ・このうち、非自家用広告物は1壁面20㎡以内		
	⑩突出広告物	大きさ	・1壁面20㎡以内	・1壁面20㎡以内（ただし、複合の場合は1壁面60㎡以内（1広告は20㎡以内））	
		道路境界線から 突き出す高さ	・車道 地表から下端まで4.7m以上 ・歩道 地表から下端まで2.5m以上		
		道路境界線から 突き出す長さ	・0.6m以下		
		その他	・建物の上端から突き出さないこと		

広告物・掲出物件の種類		基準の項目		国道9号沿線活用地区	松江駅周辺活用地区
一般 広 告 物	⑪-1 野立広告物 (自家用広告物)	大きさ 高さ等		・1敷地内総面積 60㎡以内 高さ 地表から上端まで 【10mを超え 15m以下の場合】 ・個数:1 個 ・面積:1 面 25㎡、複数面計 50㎡以内 【10m以下の場合】 ・面積:1 面 15㎡、複数面計 30㎡以内	・1敷地内総面積 30㎡以内 ・高さ 地表から上端まで 10m以下 ・面積 1 面 15㎡、複数面合計 30㎡以内 (ただし、複合の場合は、・高さ 15m以下、 面積1面 20㎡、複数面合計 40㎡以内、1 敷地内総面積 40㎡以内)
	⑪-2 野立広告物 (非自家用広告物)	大きさ		・1 面 15㎡以内、合計 30㎡以内 (ただし、20cm以下で近接し上端下端を揃えるなど、一体的になっているものは、複数の表示板の面積が 1 面 15㎡、合計 30㎡以内)	
		高さ		・広告塔 地表から上端まで 10m以下 ・広告板 地表から上端まで 6m以下	
		表示位置		・相互間距離 100m以上 ・国道及び鉄道からの距離 100m以上 (ただし、地形等の理由により 100m以上離すことが困難な場合にあっては、可能な限り離すこと)	
	⑪-3 野立広告物 (非自家用広告物のうち、案内用のもの)	表示内容		・名称、距離、方向のみであること	
		大きさ		・1 案内 1 面 1㎡、合計 2㎡以内 ・集合の場合は 1 案内 1 面 1㎡、1 面 5㎡、合計 10㎡以内	
		高さ		・地表から上端まで 6m以下	
		表示位置		・相互間距離 50m以上 ・同一目的の広告は、相互間距離 200m以上	
		個数		・目的地から 5km以内に 4 個以下	
	⑫特殊装置広告物	大きさ等		・掲出方法により、それぞれの許可基準を満たすこと	
	⑬アーケード広告物	大きさ		・車道 2㎡以内 ・歩道 1㎡以内	
		高さ		・車道 地表から下端まで 4.7m以上 ・歩道 地表から下端まで 2.5m以上	
		その他		・有資格管理者を設置すること(P20 参照)	
	⑭アーチ広告物	大きさ		・30㎡以内	
		高さ		・地表から下端まで 4.7m以上	
		位置		・幅員 20m未満の道路	
	⑮電柱、街灯柱等 広告物	個数		・突出し 1 本 1 個、巻付け 1 本 1 個	
		大きさ		・突出し 縦 1.2m以下、横 0.45m以下 ・巻付け 縦 1.8m以下	
		突出しの高さ		・車道 地表から下端まで 4.7m以上 ・歩道 地表から下端まで 2.5m以上	
		突き出しの取り付け部分の長さ		・0.5m以下	
		その他		・直塗りしないこと	
	⑯標識広告物	バス停留所非照明式	大きさ	・1 面 0.25㎡以内 ・表示面の最下端部に設けること	
		バス停留所照明式	大きさ	・表示面の広さの 1/3 以内 ・表示面の最下端部に設けること	

※眺望保全については P20 を参照のこと

(2) 適用除外基準について

区 分	項 目	基 準	眺望 保全	許可 申請
交通規制看板	大きさ	・許可地域の基準に適合すること	対象外	不要
営利を目的としない広告物	大きさ	・許可地域の基準に適合すること(要協議)	対象	不要 (要協議)
管理用広告物	大きさ	・1 管理用地内で表示又は掲出される屋外広告物の合計が 10㎡以内	対象	不要
自家用広告物	大きさ	・1 敷地内で表示又は掲出される屋外広告物の合計が 10㎡以内	対象	不要

10. 眺望保全



景観計画で位置付けられる主要な展望地からの景観や、松江城や宍道湖の眺望を確保するための視点場からの景観及び中心市街地部を貫流する水辺景観を保全するため、『展望地保全区域』『眺望空間保全区域』『水辺景観保全区域』を指定し、区域ごとに眺望保全基準を定めています。

(1) 対象区域

区域名称	区域範囲
展望保全区域	松江城、田和山史跡公園、大塚山公園から展望できる半径 2 km の範囲
眺望空間保全区域	松江城、宍道湖を眺望できる道路、河川及びその周辺
水辺景観保全区域	水都ならではの景観を創出する河川及びその周辺

(2) 設置基準

区域	広告物・掲出物件の種類	基準の項目	設置基準
展望保全区域	⑦広告幕 ⑧屋上広告物 ⑨直接表示広告物	位置・規模	・眺望景観に著しい支障を与えない広告物の位置及び規模とすること
		高さ	【松江城】 ・天守閣から見える東西南北の山の稜線の眺望を妨げないこと ・天守閣から宍道湖の湖面が見える範囲で、嫁ヶ島の水際線を延長した線を侵さないこと 【田和山史跡公園】 ・宍道湖対岸の水際線及び北山山脈の稜線の眺望を妨げないこと 【大塚山公園】 ・南、西、北方向の中海対岸の水際線及び東方向の弓ヶ浜半島の稜線の眺望を妨げないこと
		色彩	・けげげげしい色彩は1表示面の 1/2 以下とし、白・グレー又は建築物と類似色を用いるなど、周囲と調和した色彩とすること
眺望空間保全区域	共通事項		・非自家用広告物の掲出不可 ・目標物の眺望を妨げるような広告物は設置しないよう配慮すること ・けげげげしい色彩は1表示面の 1/2 以下とするよう配慮すること ・道路や河川にはみ出さないこと
水辺景観保全区域	⑧屋上広告物	規模	・高さは建築物の地上からの高さの 1/10 以下とすること
		形態・意匠	・道路や河川から支柱が見えないようにすること ・形態は建築物と一体的にすること ・光源を用いるものにあつては、動光又は点滅するものは使用しないこと
		色彩	・けげげげしい色彩は1表示面の 1/2 以下とするよう配慮すること ・建物と同系色とするよう努めること ・蛍光塗料は使用しないこと
		その他	・自家用広告物を除き設置は控えること ・勾配屋根に設置は控えること



【松江城から宍道湖を望む】

11.『有資格管理者の設置』について

有資格管理者の設置について、対象となる広告物及び管理者の資格等は、次のとおりです。

(1)『有資格管理者の設置』について

広告物の上端の位置が地上から4mを超えるもの（下図参照）を設置する場合は、有資格管理者の設置が必要です。

<管理者に必要な資格等>

- ①屋外広告士、②一級または二級建築士、③電気工事士、④電気主任技術者
- ⑤屋外広告物点検技能講習修了者

※松江市屋外広告登録業者に依頼する際は、資格が必要な広告物がある旨をお伝えください。

(2)経過措置について（令和4年4月規則改正）

【管理者の設置】

- ・令和4年3月31日までに許可を受けた広告物（更新を含む）は、その許可期間中の管理者はこれまでどおりでかまいません。

12.『有資格者の点検』について

一定規模を超える広告物は、更新申請する際、申請の6月以内に有資格者による点検が必要となります。

(1)『有資格者の点検』について

広告物の上端の位置が地上から4mを超えるもの（下図参照）は、更新申請する際、有資格者による点検が必要となります。

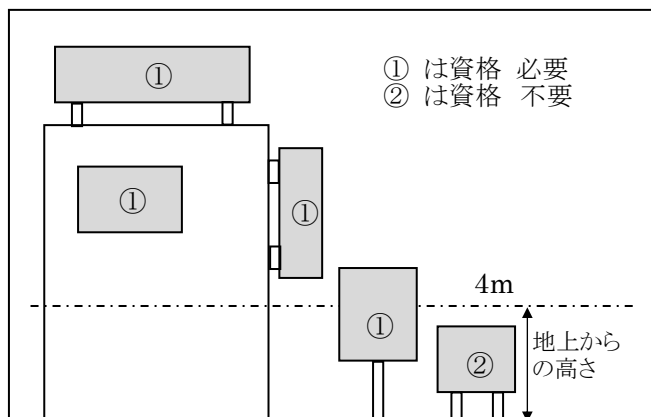
<点検者に必要な資格等>

- ①屋外広告士、②一級または二級建築士、③電気工事士、④電気主任技術者
- ⑤屋外広告物点検技能講習修了者

※松江市屋外広告登録業者に依頼する際は、資格が必要な広告物がある旨をお伝えください。

広告物の上端の位置が地上から4mを超えるもの

資格が必要な広告物（管理者、点検共通）



但し、次の3つを除く

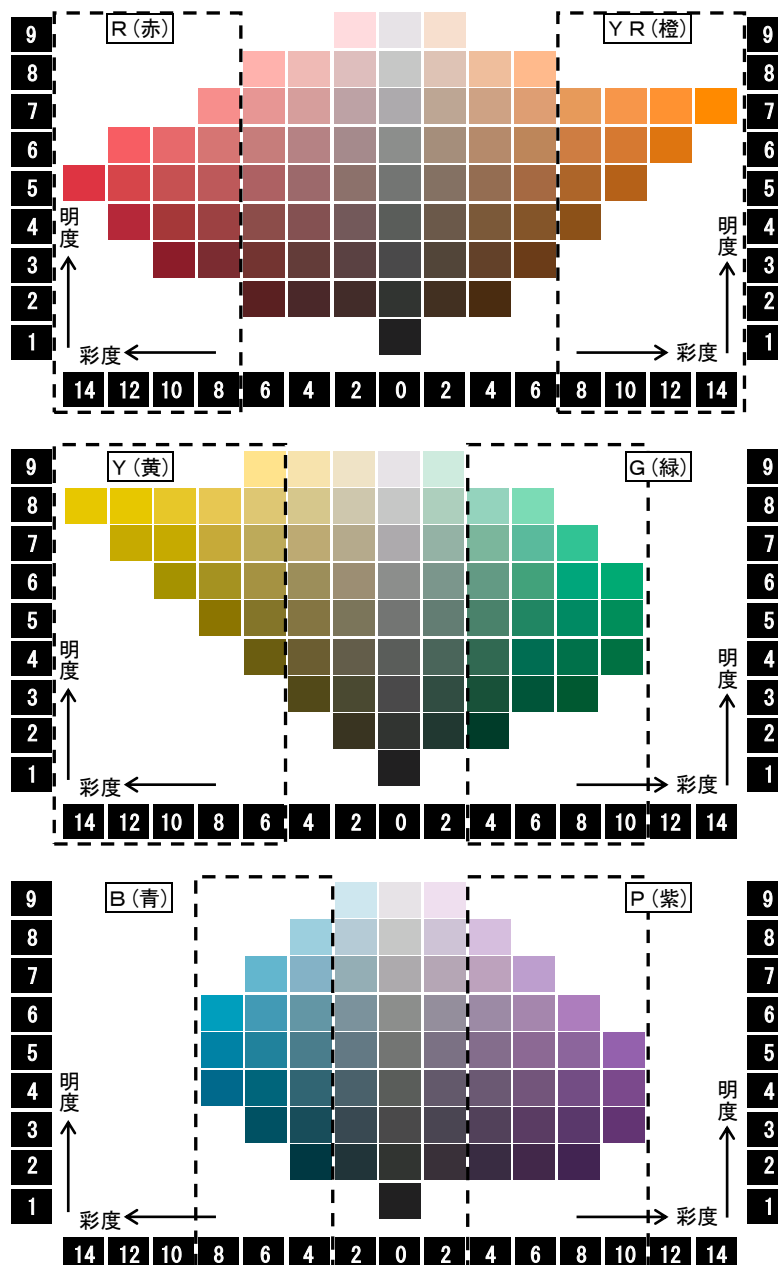
- ・簡易広告物
- ・建物壁面に直塗りの直接表示広告物
- ・電柱の巻看板

13. 「けばけばしい色彩」について



(1) 『けばけばしい色彩』について

- ① けばけばしい色彩の範囲は、マンセル色票系において概ね次のとおりとする。
 - ・ R（赤）、Y R（橙）系の色相を使用する場合は、彩度 6 を超えるもの。
 - ・ Y（黄）系色相を使用する場合は、彩度 4 超えるもの。
 - ・ その他の色相を使用する場合には、彩度 2 超えるもの。
- ② 蛍光塗料は使用しないこと。



※) 上図点線の枠内は『けばけばしい色彩の範囲』として表す一定の指標であり、それ以外色彩が『落ち着いた色彩』であることを示すものではない。

※) 赤(R)、橙(YR)、黄(Y)以外のその他の色相は主要色の緑(G)、青(B)、紫(P)で例示している。

※) 上記色見本は印刷等により実際の色彩と異なる場合があるので、色見本等により確認すること。

14. 違反広告物対策等の推進

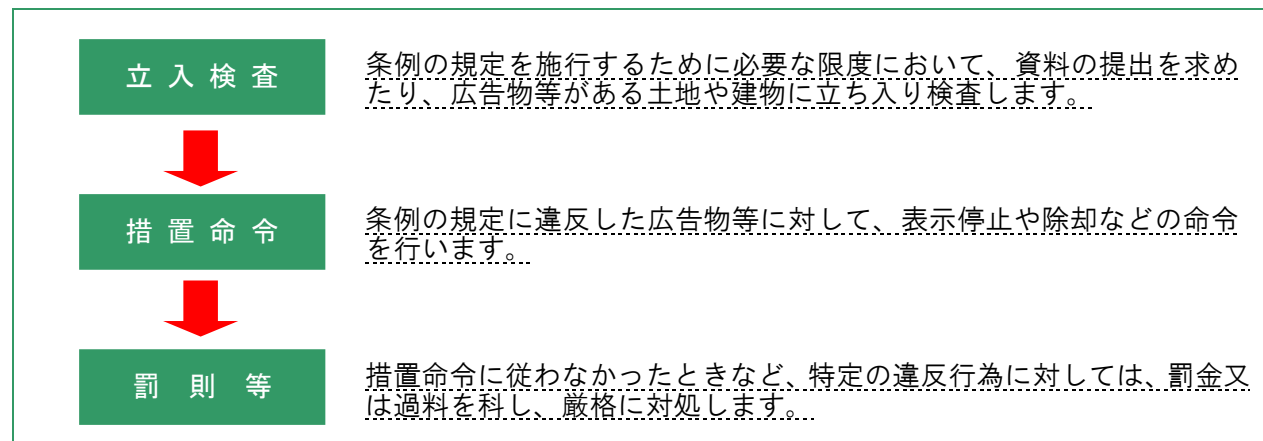


(1) 違反広告物対策等の推進

①屋外広告物を表示又は掲出する者に付する義務

管理義務 ○景観・風致の維持 ○機能保持 ○安全確保		屋外広告物は、年月の経過に伴い劣化していくため、補修やその他必要な管理を行わなければなりません。このため、広告物の設置者又は管理者には、広告物を常に良好な状態に保持しなければならないこととする管理義務を付します。広告物の良好な状態とは、表示又は掲出した広告物が当初の状態や機能を損なうことなく保持されている状態をいいます。
許可を要する屋外広告物	許可申請義務	許可が必要な屋外広告物は、許可基準に照らして、その適合性を審査する必要があるため、屋外広告物を表示又は掲出する者に対しては許可申請の義務（所定様式による申請書の提出等）を付します。許可申請は新規、変更及び更新の際に行うこととします。
	管理者設置義務	許可広告物を安全かつ適正に管理するため、屋外広告物を表示又は設置する者に管理者設置の義務を付します。広告物の上端が地表から4mを超えるものについては、屋外広告物の維持管理に関する一定の知識を有する管理者を設置することとします。
	点検義務	許可広告物を安全かつ適正に維持するため、屋外広告物を表示又は設置する者は、本体、接合部、支持部分等の劣化及び損傷の状況を点検し、点検結果を更新申請に添付し報告する義務を付します。広告物の上端が地表から4mを超えるものについては、屋外広告物の維持管理に関する一定の知識を有する者による点検を行うこととします。
	許可表示	松江市屋外広告物条例に基づき許可を受けて表示又は掲出する屋外広告物については、許可済みであることが一見して確認できる必要があるため、許可を受けたものは指定する様式に従った許可表示等を行う義務を付します。
	除却義務	屋外広告物の違法放置を防止するため、更新許可申請を行わず、許可期間が満了したもの、若しくは、許可が取り消されたもの、又は、設置の必要がなくなったものについては、それを遅滞なく除却する義務を付します。
	届出義務	許可広告物の存在状況とその管理者を的確に把握し、必要に応じて適切な指導・監督等を行うため、設置者又は管理者に変更（氏名、名称又は住所）が生じた場合や許可広告物を除却又は滅失した場合において、届出を行う義務を付します。

②違反に対する措置等

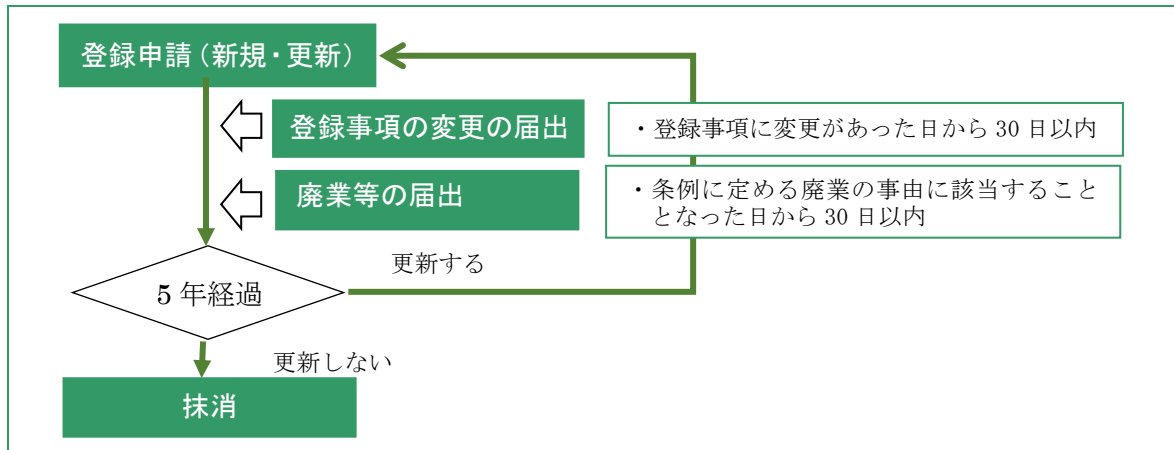


15. 屋外広告業の登録

(1) 屋外広告業の登録義務

平成30年4月の松江市の中核市移行に伴い、松江市内で屋外広告業を営もうとする事業者は、松江市への登録が必要になりました。

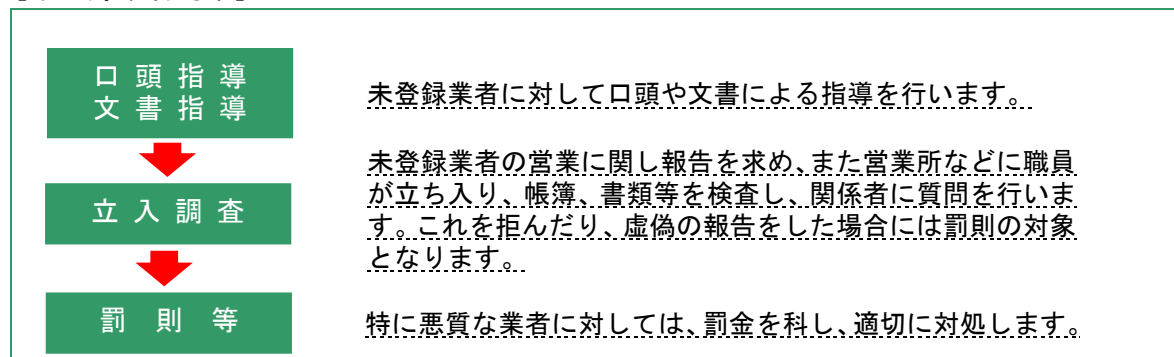
(2) 手続きフロー



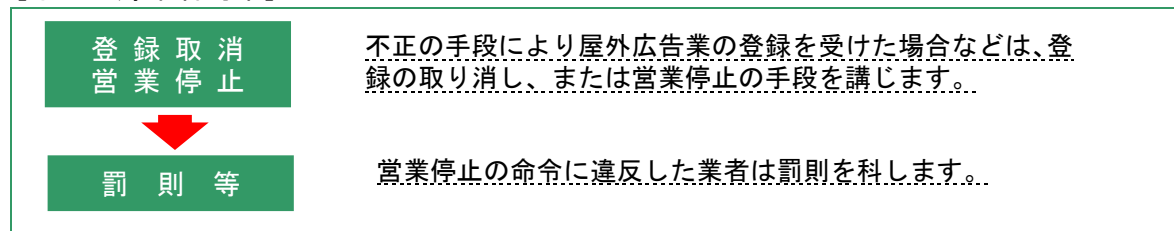
16. 違反に対する措置

(1) 違反に対する措置等

[未登録業者対策]



[不正登録業者対策]



[屋外広告物条例などに関するお問い合わせ先]

〒690-8540 松江市末次町 86

松江市役所 別館3階 まちづくり部 建築審査課 景観指導係

TEL: (0852) 55 - 5387 FAX: (0852) 55-5552 E-mail: keikan@city.matsue.lg.jp

https://www.city.matsue.lg.jp/sangyo_business/keikan_okugaikokokubutsu/7929.html

または[松江市ホームページ](#)>[産業・ビジネス](#)>[景観・屋外広告物](#)>[屋外広告物について](#)